

○警察本部長の賞揚金に関する訓令

昭和44年12月17日

本部訓令第22号

(目的)

第1条 この訓令は、警察本部長（以下「本部長」という。）が佐賀県警察職員（以下「職員」という。）に授与する賞揚金（以下「本部長賞揚金」という。）に関し必要な事項を定め、もって職員の士気の高揚を図ることを目的とする。

(賞揚金)

第2条 本部長は、職員が警察活動に際し、職員の生命又は身体に危険が及ぶおそれのある状況の下で職務を遂行したため、負傷し、又は多大の労苦をこうむった場合において、これをねぎらい、かつ、賞揚する必要があると認めるときは、別表に定めるところにより、その職員に対し本部長賞揚金を授与することができる。

本条…全部改正〔昭和63.6本部訓令7〕、一部改正〔平成12.2本部訓令1〕

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則（昭和52年6月23日本部訓令第20号）

この訓令は、昭和52年6月23日から施行する。

附 則（昭和63年6月1日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則（平成12年2月24日本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

本表…全部改正〔昭和52.6本部訓令20〕、一部改正〔平成12.2本部訓令1〕

区分	金額
1 負傷した者	
(1) 全治2週間未満の場合	3,000円以内
(2) 全治2週間以上3週間未満の場合	5,000円以内
(3) 全治3週間以上1箇月未満の場合	10,000円以内
(4) 全治1箇月以上の場合	30,000円以内
(5) 前号に該当する場合において負傷の程度が特に著しいとき。	100,000円以内

2 多大の労苦をこうむつた者 (前項に該当する者を除く。)	25,000円
特に必要があると認める場合は、この表の金額をその倍額を超えない範囲内で増額することができる。	